

## 一般廃棄物を原料としたSAF製造に向けたFS調査に係る公募要項

羽田空港を有する東京都（以下「都」という。）は、飛行機が、国内外の交流や都民生活、経済活動など、都市の活力を生み出す重要な部分を支えています。そのため、都は、航空分野の脱炭素化に積極的に貢献していく必要があります。

現在、航空業界では、2050年カーボンニュートラルの目標に向け、脱炭素化の取組が加速しています。その中でも、持続可能な航空燃料（SAF）は、様々な原料から製造可能で、かつ、現在の航空機にそのまま使用可能なことから、脱炭素化の切り札とされています。一方で、安定的な原料の調達等が課題となっています。

そこで、都は、都内の一般廃棄物等を原料としたSAF事業化の実現可能性調査（以下「FS調査」という。）を実施できる事業者を公募し、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）と共に、採択した事業者の調査に協力していきます。

### 1 概要

#### (1) 公募要件

次の全ての要件を満たす事業の提案を公募します。

ア 都内の一般廃棄物からSAF製造を検討するものであること。

原則、都内の一般廃棄物を対象とするが、SAF製造に当たって必要となる一般廃棄物の性状や量、事業採算等を確保できない場合は、事前に都と協議の上、都内外の産業廃棄物を含めた検討も可能とする。

また、製造するSAFは、SAF規格（ASTM D7566等）の認証取得や既存ジェット燃料の温室効果ガス排出量と比較して削減効果が見込めるものであり、将来の事業化規模を技術的に実現できるSAF技術（HEFA技術、ガス化・FT合成技術、ATJ技術、微細藻類技術やそれらの技術と同等もしくは同等以上と判断される技術）であること。

イ 将来のSAF事業化を見据えた規模で検討するものであること。

原則、SAF事業化を見据えた量産プラント規模（廃棄物の受け入れ規模50t/日以上）で検討するが、実証プラント規模（廃棄物の受け入れ規模50t/日未満）の設置可能性について検討することも可能とする。なお、量産及び実証プラントの設置場所は、都内に限定しない。

ウ SAF製造に関する技術や知見等を有する事業者であること。

応募者単独で、一般廃棄物からSAF製造まで検討できない場合は、必要となる技術や知見等を有する事業者（ATJ技術を有する事業者等）と共同で検討を行うことも可能とする。

## (2) 調査内容

調査内容は、公募段階では次を想定しているが、事業採択以降、都と採択事業者が協議の上、変更することは可能とする。

- ア 原料とする都内一般廃棄物の選定  
(可燃ごみ、紙くず、粗大ごみ等)
- イ 原料とする都内一般廃棄物の品質確保方法の検討  
(原料とする都内一般廃棄物の収集運搬方法、プラント内での分別方法等)
- ウ 事業化に必要なプラント規模<sup>\*</sup>の検討  
(一日あたり処理能力、設備フロー、設備配置、面積等)  
※量産プラントの受け入れ規模が 300 t / 日未満の場合、プラントを複数系列設置するなどして受け入れ規模の合計が 300 t / 日以上とするパターンも検討すること。
- エ 計画ごみ質の選定  
(低質、基準、高質)
- オ 製造可能な S A F 量の検討  
(プラントでの S A F 製造量、都内全域に拡大した場合の S A F 製造量)
- カ プラント運営に必要なユーティリティ要件の検討  
(電気、ガス、上水、下水、有資格者等)
- キ プラント設置に係る関係法令の整理、課題抽出、解決策の検討  
(環境影響評価法、建築基準法、都市計画法、廃棄物処理法、消防法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法等)
- ク 想定される S A F 供給先の検討  
(ニート S A F の供給候補)
- ケ S A F 製造過程で生じる残さの取扱いの検討  
(発生量、処理方法、処理体制、廃棄物処理法上の取扱い等について検討)
- コ 温室効果ガス削減効果の検討  
(既存ジェット燃料と比較した場合の温室効果ガス削減効果、既存焼却発電と比較した場合の温室効果ガス削減効果)
- サ 製造コスト及び事業採算の検討  
(多様なニート S A F 製造技術のうち先行する技術によるニート S A F 価格に対し競争力のある製造コストの実現の可能性を検討、及び併産される燃料等の利活用も含めた事業採算を検討)
- シ S A F 事業化までの計画の検討  
(事業化までに必要となる用地選定、環境アセスメント、都市計画決定手続き、基本設計、詳細設計、建設等を網羅した計画の検討)
- ス その他  
(S A F 事業化に必要と思われる項目)

## (3) 審査及び事業の選定

都が設置する(外部委員を含む委員で構成する)審査委員会で、厳正に提案内容を審査した上で、選定を行います。選定件数は、3件程度の予定です。

今回の公募対象は、F S 調査です。本事業で選定されたことを持って、都が選定者の S A F

事業化を支援決定するものではありません。

#### (4) 応募者の要件

次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）
- ウ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- エ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

※ 任意団体が応募する場合は、以下の3つの要件を全て満たすものに限ります。

- ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ② 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ③ 団体活用の本拠として事務所を有すること

#### (5) 本事業の進め方

##### ア 協定の締結

本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）と都との間で実施内容、役割分担、費用負担等を規定する協定（以下「協定」という。）を締結した上で、共同で事業を進めていきます。

当該事業の実施に当たり、都は、6により事業費の一部を負担するとともに、

- ① 廃棄物処理法等の関連法令に関する助言
- ② 行政機関との調整
- ③ 必要に応じ、他の事業者との連携のサポート

を行います。

##### イ 清掃一組の協力

本事業を実施するに当たり、必要となる一般廃棄物に関するデータ提供や助言等は、清掃一組から可能な範囲で得られるものとする。

##### ウ その他

事業実施者が、他の事業者業務の一部を外部委託する場合には、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を得ることとします。同業の事業者が複数連携して本事業を実施する場合、競争法を厳に順守し、公正かつ自由な競争が損なわれることのないよう必要な配慮を行うこととします。

#### (6) 公募期間

令和6年4月4日（木曜日）から同年4月25日（木曜日）まで

#### (7) 本事業の実施期間

協定を締結した日から令和7年3月31日（月曜日）まで

## 2 応募手続等

### (1) 提出書類

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の①から⑥までの書類のうち①から③までの書類について、別紙記載方法を参考に作成し、PDFデータを公募期間内に都に提出してください。

また、添付書類として、法人の場合は④から⑥までの書類を各1部、個人の場合は⑥、任意団体の場合は⑥から⑧のPDFデータを提出してください。

- ① 書式1 提案申請書 A4判（縦）
- ② 書式2 提案書 A4判（縦）
- ③ 書式3 提案書要約 A3判（横）
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 定款又は寄附行為
- ⑥ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 定款又は規約等

（書式1から書式3までは、次のホームページからダウンロードすることもできます。）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/mswtosaf/>

### (2) 提出方法

「(3)の提出先」宛てに、電子メールにより提出してください。

提出書類のファイル形式は、原則PDFとします。

なお、電子メールの受領から数日以内に受領確認のメールをお送りする予定です。受領確認メールが届かない場合、念のため電話での到達確認をお願いします。

### (3) 提出先

<電子メール>

[S0000635@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000635@section.metro.tokyo.jp)

件名を「一般廃棄物を原料としたSAF製造に向けたFS調査応募書類の提出」としてください。

### (4) 公募期間（受付期間）

令和6年4月4日（木曜日）から同年4月25日（木曜日）まで（必着）

※ 4月25日（木曜日）午後11時59分までに受信できるように送信してください。

## 3 提案された事業内容に関する審査等

### (1) 審査方法

応募者から提案された事業の内容について、表2左欄に掲げる審査項目ごとに当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行います。

なお、必要に応じて、提案された事業の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

表2 審査項目及び審査の視点

| 審査項目  | 審査の視点  |
|-------|--|
| 有効性   | ・一般廃棄物のS A F原料としての有効活用に資するものであるか。  |
| 実現可能性 | ・F S調査の目標・手法等が明確で、S A F量産化を十分に検討できるものであるか。   |
| 妥当性   | ・事業の目的や経費が明確になっており、本事業を実施するために適正かつ規模に応じた組織・体制が確保されているか。<br>・その他、都の環境施策に適合したものであるか。 |

## (2) 提案された事業の採択・審査結果の通知

審査委員会において(1)による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。採択・非採択は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。

## 4 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実施計画書を都に提出し、都と協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で協定を締結します。

## 5 報告書

### (1) 報告書の提出

事業実施者は、都に対し、事業の途中経過を記載した報告書(以下「中間報告書」という。)を提出し、事業が終了したとき、事業の実施結果を記載した報告書(以下「最終報告書」という。)を下表のとおり提出することとします。

|       | 内容                                | 提出期限           |
|-------|-----------------------------------|----------------|
| 中間報告書 | 協定を締結した日から都が別途指定する日までに実施した結果      | 都が別途指定する       |
| 最終報告書 | 協定を締結した日から令和7年2月28日(金曜日)までに実施した結果 | 令和7年2月28日(金曜日) |

また、事業実施者は、中間報告書を提出後、中間報告会を、最終報告書を提出後、最終報告会を速やかに都及び清掃一組に対して実施することとします。中間報告会及び最終報告会で、都及び清掃一組から質疑や追加検討要請等があった場合、事業実施者は誠実に対応してください。

### (2) 報告書の記載項目

報告書は以下の構成を想定します。

- ア 原料とする都内一般廃棄物の選定
- イ 原料とする都内一般廃棄物の品質確保方法の検討
- ウ 事業化に必要なプラント規模の検討
- エ 計画ごみ質の選定
- オ 製造可能なS A F量の検討

- カ プラント運営に必要なユーティリティ要件の検討
- キ プラント設置に係る関係法令の整理、課題抽出、解決策の検討
- ク 想定されるSAF供給先の検討
- ケ SAF製造過程で生じる残さの取扱いの検討
- コ 温室効果ガス削減効果の検討
- サ 製造コスト及び事業採算の検討
- シ SAF事業化までの計画の検討
- ス その他

### (3) 報告書の取扱い

報告書に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、都に帰属します。

また、報告書は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開します。

- ア 個人情報（東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第2条第2項に規定するものをいう。）
- イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

## 6 事業費の支払等

### (1) 事業費用

都は、協定を締結した日から令和7年2月28日（金曜日）までの本事業の実施に要する経費の2分の1以内について、1事業当たり上限2,500万円の範囲内で費用負担します。

ただし、都が費用負担する範囲は別表に掲げるものに限りします。

なお、都の負担範囲となる経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとします。

### (2) 支払等

#### ア 支払時期

支払時期は、報告書提出後とします。

#### イ 支払額の確定方法

報告書、事業に要した費用を証する資料等に基づき支払額を確定します。

このため、令和7年3月17日（月曜日）までに、本事業に要した経費の総額を示す書類及び都負担分に係る経費の支払を証明できる書類（契約書（写し）、領収書（写し）等）を都に提出してください。

## 7 その他

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

## 8 公募全般に関する問合せ先

本件公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又は電子メールにてお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部計画課

S A F 事業担当

電話番号（直通）：03-5388-3593

電子メール：[S0000635@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000635@section.metro.tokyo.jp)

別表（6（1）関係）

| 種別  | 使途内容  |
|---|---|
| 旅費  | 本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者、外部専門家等とする。） |
| 通信運搬費   | 本事業の実施に必要なと判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要な経費（郵便代、運送代、プロバイダー使用料、回線使用料など）                |
| 消耗品費  | 本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費   |
| 備品購入費   | 本事業の実施に必要な機器その他の各種備品の購入に係る経費  |
| 広告料   | 新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折り込み広告料、電光ニュース、宣伝カー等による広告料など                         |
| 賃借料   | 本事業の実施に必要な備品の賃借に係る経費  |
| 印刷製本費   | 本事業の実施に必要な各種資料作成に係る費用、チラシ・パンフレット等の製作（企画、デザイン、製作等）に係る経費                                |
| 補助人件費   | 本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費  |
| 外注費   | 本事業の効果検証等調査費、各種コンサルティング料  |
| 謝金  | 外部専門家等への謝礼金   |
| 保険料   | 本事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費  |
| 人件費   | 本事業の実施に直接従事する者の人件費  |
| その他   | その他本事業において特に必要と考えられる経費  |
| <p>ただし、次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。</p> <p>一 本事業の実施に必要なと認められない経費</p> <p>二 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p> <p>三 本事業の実施期間外に使用した経費（原則として、協定を締結する日より前及び令和7年3月1日以降に使用した経費）</p> <p>四 既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの</p> |   |

# 提案申請書

東京都知事 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

事業名 〇〇

応募者名 〇〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地 東京都〇〇区〇〇・・・・・・・・・・・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)

連絡先 所属 〇〇〇部 〇〇〇課  
役職名 〇〇〇〇〇部 (課) 長  
氏名 〇〇 〇〇  
TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線 〇〇〇〇  
E-mail xxxxxxxx@xxxx. co. jp

注) 連絡先の所在地が応募者の所在地と異なる場合、連絡先の所在地についても追記のこと。

# 提 案 書

- 1 本事業の実施について
- 2 取組実績について
- 3 本事業の実施体制
- 4 本事業の事業計画
- 5 その他

# 提 案 書（記載要領）

## 1 本事業の実施について

本事業の実施に当たって、次の項目に係る考え方を示してください（次の項目は例示です。内容が具備されていれば適宜変更・追加していただいて構いません。）。

なお、提案書の記載に当たっては、審査項目及び審査の視点を満たしていることが分かるように記載してください。

また、参考資料がある場合には、適宜添付してください。

### （1）目的・位置付け

応募者が提案する取組の目的・位置付けのほか、取組内容の具体的ニーズ、取組実施の緊要性等について記載してください。

### （2）本事業の取組の内容

各取組の内容、実施方法及び実施予定の地域について、具体的に記載してください。

### （3）期待される効果

取組の実施の結果を踏まえ、今後のSAF事業化において、期待される効果を具体的に記載してください。

### （4）その他

本事業で実施する取組等について、本事業終了後も定着させるための方策や、現時点で想定される課題等を記載してください。

## 2 取組実績について

応募者が提案する取組と関連する取組を自らが先行的に行っている場合又は過去に行った経験がある場合には、その状況（成果等）を具体的に記載してください。

## 3 本事業の実施体制

本事業をどのような体制で実施するか図示等により記載してください。

なお、複数の事業者が本事業を共同で実施する場合及び他の事業者等が本事業に参画する場合は、それぞれの役割分担を明示してください。

## 4 本事業の事業計画

### （1）本事業の検討項目及び所要経費

本事業に係る検討項目の概要、所要経費の概算見積額等を記載してください。

| 検討項目の概要                           | 所要経費の概算見積額（注1）<br>（単位：千円） |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 1. ○○○○<br>1-1. ○○○○<br>1-2. ○○○○ |                           |
| 2. ○○○○<br>2-1. ○○○○<br>2-2. ○○○○ |                           |
| 3. ○○○○                           |                           |
| 合 計                               |                           |

（注1）都の負担額は、所要経費の1/2の範囲内、かつ、上限2,500万円の範囲内  
（注2）消費税及び地方消費税については、課題ごとに内税で計上のこと。  
また、記入欄は自由に変更のこと。

（2） 本事業の実施スケジュール

本事業の実施期間中における事業の企画、実施、結果の集約及び事業成果物の提出までの一連のスケジュールについて、月別に上旬・中旬・下旬に分けて記載してください。

5 その他

本事業を実施するに当たって要望事項等があれば記入してください。

# 提 案 書 要 約

- 1 事 業 名
- 2 応募者名
- 3 内 容

※A3判 横（1枚）で作成してください。